

ひょうご教育の日について

1 ひょうご教育の日の制定

(1) 趣 旨

急激に変化する時代の中で、これまで兵庫の教育が大切にしてきたもの、取り組んできたもの、新しい時代の教育に求められているものなど、社会全体で、教育の重要性を見つめ直し考える機会を設けることを通して、県民一人一人が子どもたちの成長を支える当事者としてお互いに支え合い協力しながら、子どもたちの豊かな学びや成長を支えていけるよう、「ひょうご教育の日」を制定

(説明)

- 本県の教育は、個人の尊厳を重んじ豊かな人間性や創造性を育む「こころの豊かさ」の育成を基調に、社会全体で連携・協働し子どもたちの成長を支えていくことを重んじてきた。
- 阪神・淡路大震災から教育の創造的復興を進める中で、「ひょうご教育創造プラン」の先駆けとなる「兵庫の教育改革プログラム」を平成15年に策定、県民すべてがかかわる兵庫の教育をめざして、平成16年から11月を「兵庫の教育推進月間」とし、学校・家庭・地域が連携した多彩な教育活動を展開してきた。
- 一方、3年以上に及んだ新型コロナウイルス感染症の拡大は、体験活動の機会や地域との繋がりを減少させ、不登校児童生徒数が増加するなど、子どもたち自身や取り巻く環境に大きな影響を与えた。
今後も急激に変化する時代の中で、第4期「ひょうご教育創造プラン」のもと、「子どもたちの成長を社会全体で支えること、県民一人一人が様々な形で教育に貢献していく」ことの重要性を認識していくことが必要である。
- このため、社会全体で教育の重要性を見つめ直し考える機会を設けるため、第4期プランの初年度となる令和6年度に「ひょうご教育の日」を制定する。

ひょうご教育の日について

1 ひょうご教育の日の制定

(2) 設定日 11月1日（「兵庫の教育推進月間」（※）の初日）

※ 「兵庫の教育推進月間」

学校、家庭及び地域社会の連携のもとに展開されている教育活動を支援するとともに、子どもたちの教育への県民の理解を一層深めるために、平成16年から11月を「兵庫の教育推進月間」と設定



(3) 取組内容

- ・ 「ひょうご教育の日」の制定を記念し、11月1日に全県フォーラム（別紙）を開催するとともに、教育事務所単位で地域の特性をいかした地域教育イベントを実施
- ・ 「兵庫の教育推進月間」（11月）を中心に、教育委員会、学校、教育に係る機関及び団体、県民等との連携・協力のもと、「ひょうご教育の日」の趣旨に沿った取組を実施するとともに、広く県内への普及を図り、県民による主体的な取組を促進